平成２５年（フ）第１５２号
金沢市泉本町５丁目82番地２　ダイアパレス泉本町707号、従前の住所石川県野々市市本町４丁目17番５号
債務者　大島　千佳
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７７号
石川県白山市湊町カ88番地
債務者　今井　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
山梨県上野原市上野原2917番地２
債務者　黒川　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山梨県上野原市上野原2917番地５
債務者　石井　京子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
長野市青木島１丁目35番地７　アトウレ青木島201号
債務者　和田　　弘
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
長野市差出南２丁目17番29号　寺沢コーポ201号
債務者　小澤　正壽
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
長野県上田市上武石637番地１
債務者　羽田　祐矢
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０２号
長野県安曇野市穂高有明2105番地749
債務者　宮﨑　　清
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０３号
長野県松本市井川城３丁目10番39号
債務者　黒田　光子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４０号
滋賀県東近江市妙法寺町947番地26
債務者　吉井　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４５６号
奈良市油阪町１番地の１　市営住宅１―404、破産申立時の住所奈良市中山町西３丁目206番地の７
債務者　池本　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
奈良市宝来３丁目８番22号
債務者　餅吉こと　山本　定美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７４号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町141番地28
債務者　サリ・デ・サリこと　森田　　明
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３号
奈良県天理市別所町315番地　テンサー辰己303号室
債務者　岩﨑　修士
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１号
奈良市大安寺１丁目２番12号
債務者　厨　　龍巳
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
奈良市大安寺１丁目２番12号
債務者　厨　喜美江
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６３号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目22番24号
債務者　奥田喜代美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで　鳥取地方裁判所民事部